参考資料１

京都府子育て環境日本一推進会議設置要綱

（目的）

第１条　「子育て環境日本一」の実現に向けて、出会い・結婚から妊娠・出産、子育て、保育・教育、就労に至るまで切れ目のない支援を行うとともに、子どもや子育て世代を地域や企業を含め社会全体であたたかく見守り支え合うオール京都の推進体制を構築するため、京都府子育て環境日本一推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

（１）推進会議を構成する団体等が連携・協働する子育てにやさしい風土づくり、まちづくり、職場づくりに関すること。

（２）その他推進会議の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（構成）

第３条　推進会議は、行政機関、経済団体、労働団体、教育関係機関、保育関係機関、子育て支援団体、報道機関、金融機関及び企業、その他子育て環境の向上に資する団体をもって構成する。

２　推進会議に会長を置き、会長は知事とする。

３　会長は、会議を招集し、会務を総理する。

４　会長は、必要があると認めるときは、構成団体以外の団体又は者に推進会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第４条　推進会議の事務局は、京都府総合政策環境部総合政策室内に置く。

（会議の公開）

第５条　推進会議は、原則として公開とする。ただし、会長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

（部会）

第６条　推進会議は、第２条に掲げる所掌事項に関する課題の深掘りや課題解決につながる具体的な取組を検討するため、風土づくり部会、まちづくり部会、職場づくり部会を置く。

（１）風土づくり部会

①所掌事項

地域や企業等と連携しながら、子育てにやさしい風土づくりを展開するための具体的施策の検討等に関すること。

②構成・運営等

ア　第３条の構成団体から適当と認める団体をもって構成する。

イ　部会には、部会長を置く。

ウ　必要があると認めるときは、第３条の構成団体以外の団体又は者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

エ　事務局は、京都府健康福祉部こども・子育て総合支援室内に置く。

（２）まちづくり部会

①所掌事項

地域や企業等と連携しながら、子育てにやさしいまちづくりを展開するための具体的施策の検討等に関すること。

②構成・運営等

ア　第３条の構成団体から適当と認める団体をもって構成する。

イ　部会には、部会長を置く。

ウ　必要があると認めるときは、第３条の構成団体以外の団体又は者に部会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

エ　事務局は、京都府総合政策環境部総合政策室内に置く。

（３）職場づくり部会

①所掌事項

子育てにやさしい職場環境づくりを展開するための具体的施策の検討等に関すること。

②構成・運営等

「京都府中小企業人材確保推進機構」の子育てにやさしい職場づくりワーキングチームをもって職場づくり部会とする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進会議及び部会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年６月２３日から施行する。

この要綱は、令和４年５月１日から施行する。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。